

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の 仕組みづくり

施策の柱2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用の ルールづくり

目標5

平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。

目標6

保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

【目標担当課:景観みどり課】

■目標5の進捗状況

- ・平成29年4月に「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」を施行しました。

■目標6の進捗状況

●指定及び位置づけ

コア地域	・本計画において、自然環境上特に重要な地域を優先的に保全するため、「コア地域」として清水谷(堤)、平太夫新田、赤羽根十三区、長谷(甘沼)、行谷、柳谷(芹沢)、柳島の7地域を位置づけています。
特別緑地保全地区	・平成24年3月に清水谷を指定しました。 ・平成28年3月に赤羽根十三区周辺を指定しました。 ・平成21年度策定の「茅ヶ崎市みどりの基本計画」では、他の指定候補地として、行谷、長谷、赤羽根斜面林を位置づけています。
湘南海岸保全配慮地区(※)	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」で、みどりの保全について重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけています。
茅ヶ崎駅周辺緑化重点地区(※)	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」で、みどりの創出について重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけています。
茅ヶ崎南東部緑化重点地区	
保存樹林・保存樹木 (重点施策13参照)	・緑豊かなまちづくりを推進するために、一定の基準を満たす樹林地、樹木を指定しています。 ・平成29年度末の保存樹林指定件数は34件(面積計46,670.06㎡)、保存樹木指定件数は21件となっております。

重点施策16 自然環境の保全に向けた条例の制定 17 保全すべき地域の指定

■概要

- ・市内の急速な都市化に伴い消失の危機にある自然環境を保全するための条例を制定します。
- ・貴重な自然環境を有する地域の確実な保全を図るため、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」において位置づけた特別緑地保全地区の指定候補地のほか、指定候補地周辺やその他の自然環境保全上重要な地域を保全すべき地域として指定します。

■平成29年度の取り組み

①市内の急速な都市化に伴い消失の危機にある自然環境を保全するための条例制定

事業名	実施内容	担当課
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の運用	・平成29年4月1日に「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」を施行しました。	景観みどり課

②貴重な自然環境を有する地域の確実な保全を図るための地域指定

事業名	実施内容	担当課
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に係る新たな保全を図るための制度運用	・平成29年4月1日に施行した「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に都市の良好な自然環境の確保などのためのみどりの保全地区制度を位置づけました。	景観みどり課

③貴重な自然環境を有する地域の周知

事業名	実施内容	担当課
自然環境評価調査の結果集計と公表(重点施策1の再掲)	・市ホームページ上で公開している「まっぶdeちがさき」を通じ、指標種の位置情報等の調査結果(第1回及び第2回)を公表しています。 ・平成27年度から実施している「第3回自然環境評価調査」について取りまとめを行い、30年3月に「第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告 茅ヶ崎の自然を見てみよう2017」を発行するとともに、市ホームページで結果を公表しました。	景観みどり課
広報紙やホームページを通じた周知	・市民活動団体「清水谷を愛する会」「相模川の河畔林を育てる会」「認定NPO法人ゆい」「柳谷の自然に学ぶ会」などの観察会について周知しました。 ・「ニューズレターちがさき〜みどりをさがしにでかけよう〜」を発行し、市内の自然環境について周知しました。	
観察会等の開催	・赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区に残る貴重な自然を周知するための観察会を開催しました(平成29年10月2日開催。参加者9名)。	環境政策課
みんなの環境基本計画特集号を活用したコア地域の重要性、貴重性の周知	・平成30年3月発行の「広報ちがさき みんなの環境基本計画特集号」において、コア地域の植生の希少性、重要性の周知や、市民による保全活動の取り組みの紹介を行いました。	

■平成29年度予算執行状況

事業名	29年度予算額	29年度決算額	担当課
広報ちがさき みんなの環境基本計画特集号発行(再掲)	856千円	635千円	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	評価
<p>・平成29年4月1日に施行した「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」において、よりきめ細かく茅ヶ崎市のみどりを保全するための主な制度として、保存樹林・保存樹木・市民緑地・みどりの保全地区・みどりの管理団体について規定しました。</p>	<p>B</p> <p>A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 取り組みなし(評価不能)</p>
<p>・「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」において位置づけた「みどりの保全地区」について、具体的な指定を行い、保全につなげていく必要があります。</p>	

重点施策18 自然環境庁内会議の効果的な運用

■概要

- ・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行います。
- ・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携します。

■平成29年度の取り組み

①自然環境に関する情報共有と迅速な対応を行うための会議運営

事業名	実施内容	担当課
定例会(月1回)、臨時会の開催と市内の自然環境に関する課題解決への検討・協議	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回の定例会を実施し、課題解決に向けた議論と情報交換を行いました。(テーマ: 茅ヶ崎市みどりの基本計画の見直し、土地利用相談の情報共有等) ・公共工事に関する情報共有をよりの確に行えるよう、自然環境庁内会議設置要綱を改正し、専門委員を位置づけました。 	景観みどり課

■平成29年度予算執行状況

事業名	29年度予算額	29年度決算額	担当課
予算措置なし			

■成果・課題と評価

成果	評価
<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境庁内会議設置要綱を改正し、新たな構成員として専門委員を加えたことで、公共工事に関する情報共有がよりの確に行えるようになりました。 	<p style="text-align: center;">B</p> <p>A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 取り組みなし(評価不能)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事に関する環境配慮については、新たな組織を活かした迅速な情報共有と対応が望まれます。 	

施策の柱2.2 生物多様性の保全方針の策定

目標7

「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成32年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。

目標8

生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成32年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。

【目標担当課: 景観みどり課】

■ 目標7及び8の進捗状況

- ・生物多様性地域戦略については、平成30年度に改定予定の「茅ヶ崎市みどりの基本計画」と一体化することを予定しており、29年度までに実施した自然環境評価調査における指標種や絶滅危惧種等の生息状況の推移等のデータに基づく検討を進めました。
- ・生物多様性の保全・再生のためのガイドラインについては、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」改定後に検討を行います。

「生物多様性」とは？

生物多様性とは、すべての生きものの「個性」と「つながり」であり、遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性の3つのレベルがあります。生物多様性のたくさんの恵みによって、私たち人間を含む生きものの「いのち」と「暮らし」が支えられています。

① 生態系の多様性(たくさんの種類の自然環境があること)



谷戸地形(樹林など)



海



河川



草地



細流

② 種の多様性(たくさんの種類の生きものがいること)



ニホンアマガエル



シオヤトンボ



ヤマカガシ



トゲナナフシ



モズ



カマツカ

③ 遺伝子の多様性(たくさんの個性があること)



メダカ



ゲンジボタル

同じ種であっても遺伝子は違います。遺伝子が多様にあることで、環境の変化や病気の蔓延等による絶滅の可能性が低くなります。メダカ等の淡水魚は本来、生息する川の水系で遺伝子が異なります(例: 小田原メダカ(酒匂川水系)、藤沢メダカ(境川水系))。また、ゲンジボタルは関東では4秒間隔で発光し、関西では2秒間隔で発光します。

重点施策19 生物多様性の現況調査と「（仮称）茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定

20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

■概要

- ・「（仮称）茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を策定し、協働によって推進します。策定にあたっては、自然環境評価調査の結果を基礎データとした現況調査を市民参加により実施し、本市における生物多様性の現況や人との関わりの状況、取り組みの現状等を把握します。
- ・公園や住宅地、街路樹等を含めた市内のみどりの保全・再生や、土地改変等の際に生物多様性に配慮した環境整備を促すためのガイドラインを作成します。
- ・定期的にモニタリング調査を実施し、適宜内容の見直しを図ります。

■平成29年度の取り組み

①「（仮称）茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定と協働による推進

事業名	実施内容	担当課
「（仮称）茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定及びガイドラインの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性地域戦略については、平成30年度に改定予定の「茅ヶ崎市みどりの基本計画」と一体化することを予定しており、29年度までに実施した自然環境評価調査における指標種や絶滅危惧種等の生息状況の推移等のデータに基づく検討を進めました。 ・生物多様性の保全・再生のためのガイドラインについては、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」改定後に検討を行います。 	景観みどり課

②市民参加による自然環境評価調査の実施と、本市における生物多様性の現況等の把握

事業名	実施内容	担当課
自然環境評価調査（重点施策1の再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度から引き続き、「第3回自然環境評価調査（再調査）調査計画書」に基づき、市民調査員約70名の協力を得て調査を実施し、取りまとめ作業を行いました。調査概要報告では、各コア地域における自然環境保全の取り組みを紹介し、そうした取り組みの効果の可能性について言及しています。 	景観みどり課
自然環境評価調査員養成講座を通じた調査員の要請（重点施策1の再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回自然環境評価調査（再調査）調査計画書」に参加していただいている約40名の新調査員について、リーダー・サブリーダーを中心に御協力をいただきながら、合同調査等を活用してスムーズに調査員として活動できるように支援しました。 	
自然環境評価調査の結果集計と公表（重点施策1、16の再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ上で公開している「まっぷdeちがさき」を通じ、指標種の位置情報等の調査結果（第1回及び第2回）を公表しています。 ・平成27年度から実施している「第3回自然環境評価調査」について取りまとめを行い、30年3月に「第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告 茅ヶ崎の自然を見てみよう2017」を発行するとともに、市ホームページで結果を公表しました。 	

■平成29年度予算執行状況

事業名	29年度予算額	29年度決算額	担当課
自然環境評価調査（再掲）	5,724千円	5,724千円	景観みどり課

■成果・課題と評価

成果	評価
<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境評価調査の取りまとめを行ったことにより、「生物多様性地域戦略」策定の基礎データとなる、生物多様性の現況や、取り組みの状況について把握することができました。調査結果については、茅ヶ崎市みどりの基本計画の改訂作業に活用していきます。 	<p style="text-align: center;">C</p> <p>A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 取り組みなし（評価不能）</p>
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の改定後、生物多様性に配慮するしくみづくりとして、緑化ガイドラインの策定について検討を進める必要があります。 	